



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

(平成 25 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅとうちばけんしぶれんごうかい)

- 政治団体の名称 自由民主党千葉県支部連合会
- 主たる事務所の所在地 千葉市中央区市場町2番13号
- 代表者の氏名 櫻田 義孝
- 会計責任者の氏名 石川 英男

問合せ先

(担当者) 石川 英男

(電話) 043-227-7411

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 _____

・公職の種類 _____

(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治
団体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類

(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

・資金管理団体の指定の期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意

- この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
10120025260219			¥ 190,906,844

★
✓
○
△

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)	0	2	0		281	517	440
② (本年の収入額 = $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{C} + \boxed{D} + \boxed{E} + \boxed{F} + \boxed{G}$)	0	3	0		74	746	226
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0		90	610	596
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))	0	5	0		190	906	844

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 $\boxed{A}$	0	6	0	十億	百万	千	円
員 数	0	7	0		11	584	900

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0			44	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1	2	0		29	934	000	080~110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 $\boxed{B}$ (ア + イ)	1	5	0		29	934	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）										
				事業の種類				金額		備考
					十億	百万	千	円		
				調査研究受託料		2	425	000	自由民主党千葉県議会議員会	
				会館業務受託料			360	000	一般財団法人千葉自由民主会館	
				のぼり旗売上			15	000		
				お茶代			2	484		
8	0	0		この頁の小計		2	802	484	✓	
9	0	0		合 計 C		2	802	484	✓	

→ この欄には何も記入しないこと。(以下同じ)

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その5)

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
				十億	百万	千	円			
			自由民主党本部		1	015	000	25・1・31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			〃			5	000	25・2・1	〃	
			〃			169	000	25・2・28	〃	
			自由民主党千葉県第8選挙区支部		8	000	000	25・3・1	柏市正連寺386	
			自由民主党本部			15	000	25・3・5	東京都千代田区永田町1-11-23	
			〃			5	000	25・3・28	〃	
			〃			192	000	25・3・29	〃	
			〃			20	000	25・4・2	〃	
			〃			20	000	25・4・3	〃	
			〃			198	000	25・4・30	〃	
			〃		10	000	000	25・5・10	〃	
			〃		1	900	000	25・5・31	〃	
			〃			374	000	25・5・31	〃	
			〃			5	000	25・6・5	〃	
			〃			15	000	25・6・10	〃	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		21	933	000	/		
9	0	0	合 計 F							

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入											
			交付金を供与した本部又は支部の名称		金 額			年月日	主たる事務所の所在地		備 考
					十億	百万	千	円			
			自由民主党本部				5	000	25・6・17	東京都千代田区永田町1-11-23	
			〃				10	000	25・6・20	〃	
			〃				287	000	25・6・28	〃	
			〃				5	000	25・7・3	〃	
			〃			1	900	000	25・7・31	〃	
			〃				640	000	25・7・31	〃	
			〃				262	000	25・8・30	〃	
			〃				5	000	25・9・10	〃	
			〃				275	000	25・9・30	〃	
			〃			1	900	000	25・10・31	〃	
			〃				202	000	25・10・31	〃	
			〃				226	000	25・11・29	〃	
			〃				100	000	25・12・6	〃	
			〃			1	900	000	25・12・24	〃	
			〃				748	000	25・12・26	〃	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				8	465	000	／	
9	0	0	合 計		F		30	398	000	／	

(その6)

(6) その他の収入									
				金 額				収 入	備 考
				十 億	百 万	千	円	年 月 日	
8	0	0					0		
8	1	0				26	842		→※10万円未満のその他の収入については、 合算してこの欄に記載すること。
9	0	0				26	842		

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
		寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円				
		下 地 武			30	000	25・1・11	匝 瑳 市 八 日 市 場 イ 5 6 4 - 6 - 2 - 1 0 2	会 社 員	
800		こ の 頁 の 小 計			30	000	✓			
810		そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下 記 注 意 (1) 参 照。			
900		合 計					→ ※ 数 ページ に 及 ぶ 場 合 に は、最 後 の ページ に の み「合 計」を 記 入 す る こ と。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
		松野博一					市原市根田1-6-25	国会議員	
		(内 訳)			80,000	25・2・8			
					80,000	25・3・8			
					80,000	25・4・10			
					80,000	25・5・10			
					80,000	25・6・10			
					80,000	25・7・10			
					80,000	25・8・9			
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800		こ の 頁 の 小 計			880,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人									
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名				76	77	金 額		88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考	
									十億	百万	千	円						
			斎藤	健										流山市市野谷639-10-A		国会議員		
			(内 訳)								80,000		25・2・8					
											80,000		25・3・8					
											80,000		25・4・10					
											80,000		25・5・10					
											80,000		25・6・10					
											80,000		25・7・10					
											80,000		25・8・9					
											80,000		25・9・10					
											80,000		25・10・10					
											80,000		25・11・8					
											80,000		25・12・10					
800			こ の 頁 の 小 計								880,000							
810			そ の 他 の 寄 附															
900			合 計															

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考
			林 幹雄		十億	百万	千	円		銚子市清川町4-1043		国会議員	
			(内 訳)				80,000	25・2・8					
							80,000	25・3・8					
							80,000	25・4・10					
							80,000	25・5・10					
							80,000	25・6・10					
							80,000	25・7・10					
							80,000	25・8・9					
							80,000	25・9・10					
							80,000	25・10・10					
							80,000	25・11・8					
							80,000	25・12・10					
800			こ の 頁 の 小 計				880,000		→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
810			そ の 他 の 寄 附										
900			合 計										

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	職 業	備 考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所				
			十億	百万	千	円					
			森 英介					東京都目黒区中町2-15-3	国会議員		
			(内 訳)								
					80,000	25・2・8					
					80,000	25・3・8					
					80,000	25・4・10					
					80,000	25・5・10					
					80,000	25・6・10					
					80,000	25・7・10					
					80,000	25・8・9					
					80,000	25・9・10					
					80,000	25・10・10					
					80,000	25・11・8					
					80,000	25・12・10					
800	この頁の小計				880,000		※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
810	その他の寄附										
900	合 計										

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	職 業	備 考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所				
			十 億	百 万	千	円					
			浜田靖一					富津市大堀2002-1		国会議員	
			(内 訳)								
					80	000	25・2・8				
					80	000	25・3・8				
					80	000	25・4・10				
					80	000	25・5・10				
					80	000	25・6・10				
					80	000	25・7・10				
					80	000	25・8・9				
					80	000	25・9・10				
					80	000	25・10・10				
					80	000	25・11・8				
					80	000	25・12・10				
800	この頁の小計				880	000	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
810	その他の寄附										
900	合 計										

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業		
			十億	百万	千	円				
			石井準一				長生郡長生村驚476-11	国会議員		
			(内 訳)							
					80,000	25・1・10				
					80,000	25・2・8				
					80,000	25・3・8				
					80,000	25・4・10				
					80,000	25・5・10				
					80,000	25・6・10				
					80,000	25・7・10				
					80,000	25・8・9				
					80,000	25・9・10				
					80,000	25・10・10				
					80,000	25・11・8				
					80,000	25・12・10				
800	この頁の小計				960,000					
810	その他の寄附									
900	合 計									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に ㊟ と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
		猪口邦子					東京都文京区小石川2-19-2-601	国会議員	
		(内 訳)			80,000	25・1・10			
					80,000	25・2・8			
					80,000	25・3・8			
					80,000	25・4・10			
					80,000	25・5・10			
					80,000	25・6・10			
					80,000	25・7・10			
					80,000	25・8・9			
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800		こ の 頁 の 小 計			960,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
		門山宏哲					千葉市中央区登戸2-5-24	国会議員	
		(内 訳)			80,000	25・2・8			
					80,000	25・3・8			
					80,000	25・4・10			
					80,000	25・5・10			
					80,000	25・6・10			
					80,000	25・7・10			
					80,000	25・8・9			
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800		こ の 頁 の 小 計			880,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)									寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額		88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考	
			小林鷹之		十億	百万	千	円			八千代市緑が丘1-2-1-3007		国会議員		
			(内 訳)				80,	000	25・2・8						
							80,	000	25・3・8						
							80,	000	25・4・10						
							80,	000	25・5・10						
							80,	000	25・6・10						
							80,	000	25・7・10						
							80,	000	25・8・9						
							80,	000	25・9・10						
							80,	000	25・10・10						
							80,	000	25・11・8						
							80,	000	25・12・10						
800			こ の 頁 の 小 計				880,	000	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。						
810			そ の 他 の 寄 附												
900			合 計												

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88	年 月 日	89 住 所	108 職 業	備 考
			十億	百万	千	円			
		藺浦健太郎					市川市市川1-22-24-401	国会議員	
		(内 訳)			80,000	25・2・8			
					80,000	25・3・8			
					80,000	25・4・10			
					80,000	25・5・10			
					80,000	25・6・10			
					80,000	25・7・10			
					80,000	25・8・9			
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800		こ の 頁 の 小 計			880,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円				
			渡辺博道							松戸市松戸1139-2ライオンズステーションタワー松戸2204		国会議員	
			(内 訳)					80	000	25・2・8			
								80	000	25・3・8			
								80	000	25・4・10			
								80	000	25・5・10			
								80	000	25・6・10			
								80	000	25・7・10			
								80	000	25・8・9			
								80	000	25・9・10			
								80	000	25・10・10			
								80	000	25・11・8			
								80	000	25・12・10			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計					880	000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附										
9	0	0	合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に ㊟ と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人					
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円				
			櫻田義孝							柏市正連寺373-1		国会議員	
			(内 訳)					80,000	25・2・8				
								80,000	25・3・8				
								80,000	25・4・10				
								80,000	25・5・10				
								80,000	25・6・10				
								80,000	25・7・10				
								80,000	25・8・9				
								80,000	25・9・10				
								80,000	25・10・10				
								80,000	25・11・8				
								80,000	25・12・10				
800			こ の 頁 の 小 計					880,000					
810			そ の 他 の 寄 附										
900			合 計										

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10 0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年 月 日	89 住 所	108 職 業	備 考	
		秋本真利		十億 百万 千 円		千葉県若葉区原町924-17	国会議員		
		(内 訳)		80,000	25・2・8				
				80,000	25・3・8				
				80,000	25・4・10				
				80,000	25・5・10				
				80,000	25・6・10				
				80,000	25・7・10				
				80,000	25・8・9				
				80,000	25・9・10				
				80,000	25・10・10				
				80,000	25・11・8				
				80,000	25・12・10				
800		こ の 頁 の 小 計		880,000					
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考	
			十 億	百 万	千	円			
		白須賀貴樹					印西市木下南2-10-9	国会議員	
		(内 訳)			80,000	25・2・8			
					80,000	25・3・8			
					80,000	25・4・10			
					80,000	25・5・10			
					80,000	25・6・10			
					80,000	25・7・10			
					80,000	25・8・9			
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800		こ の 頁 の 小 計			880,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
			豊田俊郎				八千代市島田台872	国会議員	
			(内 訳)						
					80,000	25・9・10			
					80,000	25・10・10			
					80,000	25・11・8			
					80,000	25・12・10			
800	この頁の小計				320,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
			寄 附 者 の 氏 名				住 所	職 業	
			金 額						
			十億	百万	千	円			
			本清秀雄				松戸市中和倉455	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800			こ の 頁 の 小 計				270,000		
810			そ の 他 の 寄 附						
900			合 計						

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考
			金 額								
			十億	百万	千	円					
			伊藤和男					香取市吉原399		県議会議員	
			(内 訳)								
					15,000	25・1・21					
					15,000	25・2・21					
					15,000	25・3・21					
					25,000	25・4・19					
					25,000	25・5・21					
					25,000	25・6・21					
					25,000	25・7・19					
					25,000	25・8・21					
					25,000	25・9・20					
					25,000	25・10・21					
					25,000	25・11・21					
					25,000	25・12・20					
800			この頁の小計				270,000				
810			その他の寄附								
900			合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
							柏市藤ヶ谷645	県議会議員	
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800					270,000				
810									
900									

この頁の小計

その他の寄附

合 計

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0
13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			酒井茂英				長生郡白子町剱金2704-2	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800			こ の 頁 の 小 計				270,000		
810			そ の 他 の 寄 附						
900			合 計						

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に ㊟ と記載すること。

10 13
0 6 0 0

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			川名寛章				君津市浦田17	県議会議員	
			(内 訳)						
					25,000	25・1・21			
					25,000	25・2・21			
					25,000	25・3・21			
					35,000	25・4・19			
					35,000	25・5・21			
					35,000	25・6・21			
					35,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				340,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業		
			十億	百万	千	円				
			河上 茂				松戸市和名ヶ谷1045	県議会議員		
			(内 訳)							
					15,000	25・1・21				
					15,000	25・2・21				
					15,000	25・3・21				
					25,000	25・4・19				
					25,000	25・5・21				
					25,000	25・6・21				
					25,000	25・7・19				
					35,000	25・8・21				
					35,000	25・9・20				
					35,000	25・10・21				
					35,000	25・11・21				
					35,000	25・12・20				
800	この頁の小計				320,000					
810	その他の寄附									
900	合 計									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)												寄 附 者 の 区 分		個 人			
14 16 17			寄 附 者 の 氏 名			76	77 金 額			88	年月日	89	住 所		108	職 業	備 考
							十億	百万	千	円							
			矢倉 登									千葉市花見川区幕張本郷1-16-12			県議会議員		
			(内 訳)						15,000		25・1・21						
									15,000		25・2・21						
									15,000		25・3・21						
									25,000		25・4・19						
									25,000		25・5・21						
									25,000		25・6・21						
									25,000		25・7・19						
									25,000		25・8・21						
									25,000		25・9・20						
									25,000		25・10・21						
									25,000		25・11・21						
									25,000		25・12・20						
800			こ の 頁 の 小 計						270,000								
810			そ の 他 の 寄 附														
900			合 計														

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業		
			十億	百万	千	円				
			小高伸太				勝浦市出水1021-15	県議会議員		
			(内 訳)							
					15,000	25・1・21				
					15,000	25・2・21				
					15,000	25・3・21				
					25,000	25・4・19				
					25,000	25・5・21				
					25,000	25・6・21				
					25,000	25・7・19				
					25,000	25・8・21				
					25,000	25・9・20				
					25,000	25・10・21				
					25,000	25・11・21				
					25,000	25・12・20				
800	この頁の小計				270,000		※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
810	その他の寄附									
900	合 計									

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考	
			十億	百万	千	円			
		本間 進					千葉市中央区浜野町505-3	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			阿部紘一				千葉市稲毛区小仲台6-22-1	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
		寄 附 者 の 氏 名	金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
		岡村泰明					四街道市さちが丘1-15-2	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千 円				
							香取郡東庄町笹川い4683-3	県議会議員	
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800					270,000				
810									
900									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			宇野 裕				匠瑳市八日市場ハ345	県議会議員	
			(内 訳)			15,000	25・1・21		
						15,000	25・2・21		
						15,000	25・3・21		
						25,000	25・4・19		
						25,000	25・5・21		
						25,000	25・6・21		
						25,000	25・7・19		
						25,000	25・8・21		
						25,000	25・9・20		
						25,000	25・10・21		
						25,000	25・11・21		
						25,000	25・12・20		
800			こ の 頁 の 小 計			270,000			
810			そ の 他 の 寄 附						
900			合 計						

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
			田中宗隆				白井市清水口3-41-9	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名		金 額				住 所		職 業	
		十億	百万	千	円				
		佐藤正己				習志野市東習志野4-11-10		県議会議員	
		(内 訳)				25・1・21			
		20,000				25・2・21			
		20,000				25・3・21			
		20,000				25・4・19			
		30,000				25・5・21			
		30,000				25・6・21			
		30,000				25・7・19			
		25,000				25・8・21			
		25,000				25・9・20			
		25,000				25・10・21			
		25,000				25・11・21			
		25,000				25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計				305,000			
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	89	108	職 業	備 考
寄 附 者 の 氏 名			金 額			年 月 日	住 所		
			十 億	百 万	千 円				
		伊藤 勲					富里市日吉倉1381	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					30,000	25・8・21			
					30,000	25・9・20			
					30,000	25・10・21			
					30,000	25・11・21			
					30,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			295,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千					
			山口 登							いすみ市大原10398-21		県議会議員	
			(内 訳)					15,000	25・1・21				
								15,000	25・2・21				
								15,000	25・3・21				
								25,000	25・4・19				
								25,000	25・5・21				
								25,000	25・6・21				
								25,000	25・7・19				
								25,000	25・8・21				
								25,000	25・9・20				
								25,000	25・10・21				
								25,000	25・11・21				
								25,000	25・12・20				
800			こ の 頁 の 小 計					270,000					
810			そ の 他 の 寄 附										
900			合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

10 13
0 6 0 0

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
14	16	17	76	77	88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考
			吉本 充	十億	百万	千	円		富津市金谷2180	県議会議員	
			(内 訳)			20,000	25・1・21				
						20,000	25・2・21				
						20,000	25・3・21				
						30,000	25・4・19				
						30,000	25・5・21				
						30,000	25・6・21				
						30,000	25・7・19				
						25,000	25・8・21				
						25,000	25・9・20				
						25,000	25・10・21				
						25,000	25・11・21				
						25,000	25・12・20				
800			こ の 頁 の 小 計			305,000					
810			そ の 他 の 寄 附								
900			合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
		阿井伸也					大網白里市大網155	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			石橋清孝				東金市道庭293	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					30,000	25・8・21			
					30,000	25・9・20			
					30,000	25・10・21			
					30,000	25・11・21			
					30,000	25・12・20			
800	この頁の小計				295,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に ㊟ と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	89	108	職 業	備 考
寄 附 者 の 氏 名			金 額			住 所			
			十億	百万	千	円			
			皆川輝夫				鎌ヶ谷市東道野辺5-1-27		県議会議員
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	こ の 頁 の 小 計				270,000	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
810	そ の 他 の 寄 附								
900	合 計								

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人					
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円				
			木名瀬捷司							野田市吉春836		県議会議員	
			(内 訳)					15,000	25・1・21				
								15,000	25・2・21				
								15,000	25・3・21				
								25,000	25・4・19				
								25,000	25・5・21				
								25,000	25・6・21				
								25,000	25・7・19				
								25,000	25・8・21				
								25,000	25・9・20				
								25,000	25・10・21				
								25,000	25・11・21				
								25,000	25・12・20				
800			こ の 頁 の 小 計					270,000					
810			そ の 他 の 寄 附										
900			合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	89	108	109	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額			年 月 日	住 所	職 業	
			十 億	百 万	千 円				
		鈴木昌俊					市原市菊間2342	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名		金 額					住 所	職 業	
		十億	百万	千	円				
山中 操							千葉県若葉区高品町985-3	県議会議員	
(内 訳)				15,000		25・1・21			
				15,000		25・2・21			
				15,000		25・3・21			
				25,000		25・4・19			
				25,000		25・5・21			
				25,000		25・6・21			
				25,000		25・7・19			
				25,000		25・8・21			
				25,000		25・9・20			
				25,000		25・10・21			
				25,000		25・11・21			
				25,000		25・12・20			
この頁の小計				270,000					
その他の寄附									
合 計									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

10
0 6 0 0

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考	
			十億	百万	千	円			
		石毛之行					銚子市長塚町4-928-2	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人					
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円				
			服部友則							八千代市八千代台西2-4-3		県議会議員	
			(内 訳)					15,000	25・1・21				
								15,000	25・2・21				
								15,000	25・3・21				
								25,000	25・4・19				
								25,000	25・5・21				
800			こ の 頁 の 小 計					95,000					
810			そ の 他 の 寄 附										
900			合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人																							
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名				76	77	金 額		88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考															
									十 億	百 万	千	円																				
			信	田	光	保								銚	子	市	天	王	台	6	5	9	-	1	0		県	議	会	議	員	
			(	内		訳)					15	000	2	5	・	1	・	2	1													
											15	000	2	5	・	2	・	2	1													
											15	000	2	5	・	3	・	2	1													
											25	000	2	5	・	4	・	1	9													
											25	000	2	5	・	5	・	2	1													
											25	000	2	5	・	6	・	2	1													
											25	000	2	5	・	7	・	1	9													
											25	000	2	5	・	8	・	2	1													
											25	000	2	5	・	9	・	2	0													
											25	000	2	5	・	10	・	2	1													
											25	000	2	5	・	11	・	2	1													
											25	000	2	5	・	12	・	2	0													
8	0	0	こ の 頁 の 小 計								270	000	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。																			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附										ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。																			
9	0	0	合 計										※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。																			

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
			西田三十五				佐倉市臼井1416-5	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	89	108	109	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額			年 月 日	住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
		谷田部勝男					香取市佐原口2128-114	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
800	こ の 頁 の 小 計				45,000				
810	そ の 他 の 寄 附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年 月 日	89 住 所	108 職 業	備 考	
		佐野 彰		十億 百万 千 円		千葉市中央区星久喜546	県議会議員		
		(内 訳)		15,000	25・1・21				
				15,000	25・2・21				
				15,000	25・3・21				
				25,000	25・4・19				
				25,000	25・5・21				
				25,000	25・6・21				
				25,000	25・7・19				
				25,000	25・8・21				
				25,000	25・9・20				
				25,000	25・10・21				
				25,000	25・11・21				
				25,000	25・12・20				
800		こ の 頁 の 小 計		270,000					
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人					
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名		76	77	金 額		88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
							十 億	百 万	千	円					
												千葉市美浜区高洲1-9-7		県議会議員	
									15	000	25・1・21				
									15	000	25・2・21				
									15	000	25・3・21				
									25	000	25・4・19				
									25	000	25・5・21				
									25	000	25・6・21				
									25	000	25・7・19				
									25	000	25・8・21				
									25	000	25・9・20				
									25	000	25・10・21				
									25	000	25・11・21				
									25	000	25・12・20				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計						270	000		※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附												
9	0	0	合 計												

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			渡辺芳邦				木更津市長須賀 2 4 3 4	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考	
			十 億	百 万	千	円			
		中台良男					四街道市和良比265	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
14	16	17	76	77	88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考
			金 額								
			十億	百万	千	円					
			秋山光章				館山市大井823-2		県議会議員		
			(内 訳)								
					15,000	25・1・21					
					15,000	25・2・21					
					15,000	25・3・21					
					25,000	25・4・19					
					25,000	25・5・21					
					25,000	25・6・21					
					25,000	25・7・19					
					25,000	25・8・21					
					25,000	25・9・20					
					25,000	25・10・21					
					25,000	25・11・21					
					25,000	25・12・20					
800	この頁の小計				270,000						
810	その他の寄附										
900	合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前

每

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人				
14 16			17 寄 附 者 の 氏 名		76 77 金 額		88 年 月 日		89 住 所		108 職 業		備 考	
					十億 百万 千 円									
			今井 勝						我孫子市中峠1391		県議会議員			
			(内 訳)				15,000	25・1・21						
							15,000	25・2・21						
							15,000	25・3・21						
							25,000	25・4・19						
							25,000	25・5・21						
							25,000	25・6・21						
							25,000	25・7・19						
							25,000	25・8・21						
							25,000	25・9・20						
							25,000	25・10・21						
							25,000	25・11・21						
							25,000	25・12・20						
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				270,000	→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。						
8	1	0	そ の 他 の 寄 附											
9	0	0	合 計											

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			木下敬二				南房総市千倉町瀬戸2344-76	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

10
0600
13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
							袖ヶ浦市上宮田400	県議会議員	
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800					270,000				
810									
900									

この頁の小計

その他の寄附

合 計

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考	
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業		
			十 億	百 万	千	円				
			鈴木 衛				市川市奉免町326-1	県議会議員		
			(内 訳)							
					15,000	25・1・21				
					15,000	25・2・21				
					15,000	25・3・21				
					25,000	25・4・19				
					25,000	25・5・21				
					25,000	25・6・21				
					25,000	25・7・19				
					25,000	25・8・21				
					25,000	25・9・20				
					25,000	25・10・21				
					25,000	25・11・21				
					25,000	25・12・20				
800	この頁の小計				270,000					
810	その他の寄附									
900	合 計									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88	年月日	89 住 所	108 職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円			
		亀田郁夫					鴨川市東町559-30	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年 月 日	89 住 所	108 職 業	備 考	
			十億	百万	千	円			
		伊藤昌弘					佐倉市表町3-7-33	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
14	16	17	76	77	88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考
			金 額								
			十億	百万	千	円					
			大松重和				旭市鎌数236		県議会議員		
			(内 訳)								
					15,000	25・1・21					
					15,000	25・2・21					
					15,000	25・3・21					
					25,000	25・4・19					
					25,000	25・5・21					
					25,000	25・6・21					
					25,000	25・7・19					
					25,000	25・8・21					
					25,000	25・9・20					
					25,000	25・10・21					
					25,000	25・11・21					
					25,000	25・12・20					
800	この頁の小計				270,000						
810	その他の寄附										
900	合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千 円				
			瀧田敏幸				印西市大森4371	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
							山武市椎崎308-2	県議会議員	
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800					270,000				
810									
900									

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			内田悦嗣				浦安市堀江3-22-1	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800			こ の 頁 の 小 計			270,000			
810			そ の 他 の 寄 附						
900			合 計						

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千 円				
			武田正光				流山市流山1-1-2-701	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
		林 幹人					成田市公津の杜2-37-12	県議会議員	
		(内 訳)			15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800		こ の 頁 の 小 計			270,000				
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)										寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額			88	年月日	89	住 所	108	職 業	備 考	
						十 億	百 万	千	円							
			鶴岡宏祥									茂原市早野1720		県議会議員		
			(内 訳)					15	000	25・1・21						
								15	000	25・2・21						
								15	000	25・3・21						
								25	000	25・4・19						
								25	000	25・5・21						
								25	000	25・6・21						
								25	000	25・7・19						
								25	000	25・8・21						
								25	000	25・9・20						
								25	000	25・10・21						
								25	000	25・11・21						
								25	000	25・12・20						
800			こ の 頁 の 小 計					270	000	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。						
810			そ の 他 の 寄 附													
900			合 計													

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千	円			
			山本義一				八街市小谷流459	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			斉藤 守				船橋市坪井町493	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0 13

(その7) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人					
14	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額	88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円				
			實 川 隆							山武郡横芝光町坂田 1 1 2		県議会議員	
			(内 訳)					15,000	2 5 ・ 1 ・ 2 1				
								15,000	2 5 ・ 2 ・ 2 1				
								15,000	2 5 ・ 3 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 4 ・ 1 9				
								25,000	2 5 ・ 5 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 6 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 7 ・ 1 9				
								25,000	2 5 ・ 8 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 9 ・ 2 0				
								25,000	2 5 ・ 1 0 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 1 1 ・ 2 1				
								25,000	2 5 ・ 1 2 ・ 2 0				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計					270,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附										
9	0	0	合 計										

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			村上純文					習志野市大久保2-14-5-208	県議会議員
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800			この頁の小計				270,000		
810			その他の寄附						
900			合 計						

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0600

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17 寄 附 者 の 氏 名	76	77 金 額	88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考	
		木村哲也				船橋市山野町139-1サンヴェール西船橋502	県議会議員		
		(内 訳)		15,000	25・1・21				
				15,000	25・2・21				
				15,000	25・3・21				
				25,000	25・4・19				
				25,000	25・5・21				
				25,000	25・6・21				
				25,000	25・7・19				
				25,000	25・8・21				
				25,000	25・9・20				
				25,000	25・10・21				
				25,000	25・11・21				
				25,000	25・12・20				
800		こ の 頁 の 小 計		270,000					
810		そ の 他 の 寄 附							
900		合 計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考	
				十億	百万	千	円				
			中沢裕隆						柏市光ヶ丘2-25-37	県議会議員	
						15	000	25・1・21			
						15	000	25・2・21			
						15	000	25・3・21			
						25	000	25・4・19			
						25	000	25・5・21			
						25	000	25・6・21			
						25	000	25・7・19			
						25	000	25・8・21			
						25	000	25・9・20			
						25	000	25・10・21			
						100	000	25・10・30			
						25	000	25・11・21			
						25	000	25・12・20			
800	こ の 頁 の 小 計					370	000	／ → ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
810	そ の 他 の 寄 附										
900	合 計										

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
0 6 0 0

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十億	百万	千	円			
			坂下茂樹				市川市中国分3-9-5	県議会議員	
			(内 訳)						
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800	この頁の小計				270,000				
810	その他の寄附								
900	合 計								

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)									寄 附 者 の 区 分		個 人				
14	15	16	17	寄 附 者 の 氏 名	76	77	金 額		88	年 月 日	89	住 所	108	職 業	備 考
						十 億	百 万	千	円						
				関 政 幸								千葉市緑区あすみが丘6-49-3		県議会議員	
				(内 訳)				15,000		25・1・21					
								15,000		25・2・21					
								15,000		25・3・21					
								25,000		25・4・19					
								25,000		25・5・21					
								25,000		25・6・21					
								25,000		25・7・19					
								25,000		25・8・21					
								25,000		25・9・20					
								25,000		25・10・21					
								25,000		25・11・21					
								25,000		25・12・20					
800				こ の 頁 の 小 計				270,000							
810				そ の 他 の 寄 附											
900				合 計											

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

10
060013

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	備考
寄 附 者 の 氏 名			金 額				住 所	職 業	
			十 億	百 万	千 円				
							成田市三里塚188	県議会議員	
					15,000	25・1・21			
					15,000	25・2・21			
					15,000	25・3・21			
					25,000	25・4・19			
					25,000	25・5・21			
					25,000	25・6・21			
					25,000	25・7・19			
					25,000	25・8・21			
					25,000	25・9・20			
					25,000	25・10・21			
					25,000	25・11・21			
					25,000	25・12・20			
800					270,000				
810									
900									

この頁の小計

その他の寄附

合 計

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億 百万 千 円 2,000,000	25.3.1	前 掲	国会議員	
800	こ の 頁 の 小 計			2,000,000				
810	そ の 他 の 寄 附			0				→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合 計			29,890,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
	団 体 の 名 称			金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
8 0 0	こ の 頁 の 小 計			0				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附			44,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計			44,000				← ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目						金 額				備 考				
1	経 常 経 費					十 億	百 万	千	円					
	(1)	人	件	費	0	1	0	41,179,935						
	(2)	光	熱	水	費	0	2	1,514,188						
	(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0	3	0	1,879,724		
	(4)	事	務	所	費	0	4	5,307,597						
小 計 ((1)～(4))					8	0	0	49,881,444						
2	政 治 活 動 費					十 億	百 万	千	円					
	(1)	組	織	活	動	費	0	5	15,911,516	7260000円				
	(2)	選	挙	関	係	費	0	6	247,820					
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※				0	7	0	11,633,696					
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費				0	8	0	0	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること				
	イ	宣伝事業費				0	9	0	11,633,696					
	ウ	政治資金パーティー開催事業費				1	0	0	0					
	エ	その他の事業費				1	1	0	0					
	(4)	調	査	研	究	費	1	2	272,680					
	(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	11,780,000	11280000円			
	(6)	そ	の	他	の	経	費	1	4	883,440				
小 計 ((1)～(6))					8	0	1	40,729,152	うち本部・支部間の交付金 18,540,000円					
合 計					9	0	0	90,610,596	←(800)行と(801)行の合計を記載すること					

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・協会等団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※協会等団体は必要		

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(大会費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
印刷代	十億	百万	千	円	25・2・13	株式会社エイティー	八街市八街ほ211	
会場費			582	771	25・3・15	株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	
資料印刷代			297	727	25・3・15	株式会社エイティー	八街市八街ほ211	
この頁の小計			947	278				
その他の支出			740	878				
合 計			1,688	156				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入		
		① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備 考	
	十億	百万	千	円			
組織拡大費			200	000	25・7・3	自由民主党千葉市連合支部	千葉市中央区市場町2-13
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党銚子市支部	銚子市新生町2-13-12
組織拡大費			200	000	25・7・8	自由民主党市川市支部	市川市八幡2-2-14
組織拡大費			150	000	25・7・10	自由民主党船橋市支部	船橋市湊町1-2-21-201 木村哲也事務所内
組織拡大費			150	000	25・7・5	自由民主党館山市支部	館山市北条2570-11SKビル1の1
組織拡大費			150	000	25・7・4	自由民主党木更津市支部	木更津市新宿1-3柴野ビル2F
組織拡大費			200	000	25・7・4	自由民主党松戸市支部	松戸市上本郷3004
組織拡大費			200	000	25・7・11	自由民主党野田市支部	野田市吉春836
組織拡大費			200	000	25・7・4	自由民主党茂原市支部	茂原市高師864-7
組織拡大費			100	000	25・7・4	自由民主党成田市支部	成田市橋賀台2-16-7
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党佐倉市支部	佐倉市岩富町373
組織拡大費			200	000	25・7・5	自由民主党東金市支部	東金市田間174-2
組織拡大費			200	000	25・7・5	自由民主党旭市支部	旭市鎌数3996
この頁の小計			2	150,000			
その他の支出							
合 計							

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分		(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入		
			① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党旭市干潟支部	旭市関戸92	
組織拡大費			70	000	25・7・4	自由民主党旭市海上支部	旭市見広546	
組織拡大費			50	000	25・7・12	自由民主党旭市飯岡支部	旭市三川4783	
組織拡大費			100	000	25・7・4	自由民主党習志野市支部	習志野市東習志野3-5-1	
組織拡大費			200	000	25・7・5	自由民主党柏市支部	柏市船戸520	
組織拡大費			200	000	25・7・4	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732	
組織拡大費			100	000	25・7・12	自由民主党市原市支部	市原市国分寺台中央1-7-1	
組織拡大費			200	000	25・7・4	自由民主党流山市支部	流山市南流山1-1-2-701	
組織拡大費			70	000	25・7・4	自由民主党八千代市支部	八千代市八千代台西2-4-18	
組織拡大費			150	000	25・7・5	自由民主党我孫子市支部	我孫子市高野山88	
組織拡大費			200	000	25・7・5	自由民主党鴨川市支部	鴨川市東町665	
組織拡大費			100	000	25・7・7	自由民主党鎌ヶ谷市支部	鎌ヶ谷市南初富5-9-38Nビル201	
組織拡大費			100	000	25・7・4	自由民主党君津市支部	君津市久保3-11-4	
この頁の小計			1,640	000				
その他の支出								
合 計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分		(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
			○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
組織拡大費	十億	百万	千	円	25・7・5	自由民主党富津市支部	富津市売津87-1
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党浦安市支部	浦安市堀江3-22-1
組織拡大費			150	000	25・7・4	自由民主党四街道市支部	四街道市中台613
組織拡大費			70	000	25・7・8	自由民主党袖ヶ浦市支部	袖ヶ浦市三箇502-6
組織拡大費			150	000	25・7・12	自由民主党八街市支部	八街市用草1348
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党印西市支部	印西市大森3968-8
組織拡大費			100	000	25・7・4	自由民主党富里市支部	富里市日吉倉1381
組織拡大費			70	000	25・7・5	自由民主党南房総市千倉支部	南房総市千倉町瀬戸2434
組織拡大費			50	000	25・7・4	自由民主党南房総市和田支部	南房総市和田町中三原310
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党匝瑳市八日市場支部	匝瑳市八日市場イ138-10
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党香取市佐原支部	香取市佐原イ503
組織拡大費			100	000	25・7・5	自由民主党香取市小見川支部	香取市貝塚5
組織拡大費			50	000	25・7・4	自由民主党香取市山田支部	香取市桐谷461
この頁の小計			1,240	000			
その他の支出							
合 計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
組織拡大費	十億 百万 千 円 70,000	25・7・4	自由民主党山武市成東支部	山武市津辺207		
組織拡大費	100,000	25・7・4	自由民主党山武市山武支部	山武市木原2054-2		
組織拡大費	70,000	25・7・4	自由民主党山武市松尾支部	山武市松尾町八田41		
組織拡大費	50,000	25・7・4	自由民主党酒々井町支部	印旛郡酒々井町東酒々井1-1-82		
組織拡大費	70,000	25・7・4	自由民主党神崎町支部	香取郡神崎町今1097-6		
組織拡大費	150,000	25・7・4	自由民主党多古町支部	香取郡多古町御所台210		
組織拡大費	100,000	25・7・10	自由民主党東庄町支部	香取郡東庄町栗野1438		
組織拡大費	150,000	25・7・8	自由民主党大網白里市支部	大網白里市大網1925		
組織拡大費	70,000	25・8・5	自由民主党芝山町支部	山武郡芝山町小池874-1		
組織拡大費	70,000	25・7・8	自由民主党横芝光町光支部	山武郡横芝光町宮川4548		
組織拡大費	200,000	25・7・4	自由民主党横芝光町横芝支部	山武郡横芝光町木戸台1377		
組織拡大費	70,000	25・7・5	自由民主党一宮町支部	長生郡一宮町船頭給407-1		
組織拡大費	70,000	25・7・5	自由民主党睦沢町支部	長生郡睦沢町上之郷1140		
この頁の小計	1,240,000					
その他の支出						
合 計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
組織拡大費	十億	百万	千 円	25・7・5	自由民主党長生村支部	長生郡長生村鷺156
組織拡大費			70,000	25・7・4	自由民主党白子町支部	長生郡白子町北日当580
組織拡大費			70,000	25・7・6	自由民主党長柄町支部	長生郡長柄町六地藏65
組織拡大費			150,000	25・7・4	自由民主党長南町支部	長生郡長南町小生田1137
組織拡大費			70,000	25・7・8	自由民主党大多喜町支部	夷隅郡大多喜町新丁77
組織拡大費			50,000	25・7・6	自由民主党御宿町支部	夷隅郡御宿町岩和田1010
組織拡大費			150,000	25・7・17	自由民主党千葉県第十一選挙区支部	茂原市木崎284-10
組織拡大費			150,000	25・7・4	自由民主党千葉県第十二選挙区支部	木更津市新宿1-3 柴野ビル2階
この頁の小計			780,000			
その他の支出			210,000			
合 計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
寄附金	十億	百万	千	円	25・4・12	山中 操	千葉市若葉区高品町985-3	/
寄附金			100	000	25・4・12	中台良男	四街道市和良比265	/
寄附金			100	000	25・4・12	大松重和	旭市鎌数236	/
寄附金			100	000	25・4・12	村上純文	習志野市大久保2-14-5-208	/
寄附金			100	000	25・4・12	関 政幸	千葉市緑区あすみが丘6-49-3	/
寄附金			100	000	25・4・12	小池正昭	成田市三里塚188	/
寄附金			100	000	25・5・23	皆川輝夫	鎌ヶ谷市東道野辺5-1-27	/
この頁の小計			700	000				
その他の支出				0				
合 計			7,960	000				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(行事費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
バッジ制作費	十億 百万 千 円 218,400	25・2・25	株式会社 サカエ商店	千葉市中央区長洲1-10-4	✓	
飲食代	160,000	25・2・12	新日本料理 千花	千葉市中央区中央1-11-1三井ガーデンホテル2階	✓	
調査費用	556,500	25・2・12	ナチュラルコム株式会社	盛岡市盛岡駅前通13-23阿部ビル4階	✓	
会場費	328,850	25・3・18	株式会社千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	✓	
飲食代	52,500	25・4・16	優雅亭 盛山	千葉市若葉区加曽利町1751-1	✓	
送料	57,330	25・5・10	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	✓	
飲食代	53,790	25・6・2	ホルモン佐々木家	千葉市中央区中央3-4-10千葉銀座ビル3F	✓	
会場費	113,337	25・7・10	ホテルオークラ東京ベイ	浦安市舞浜1-8	✓	
会場費	84,840	25・7・10	三井ガーデンホテル千葉	千葉市中央区中央1-11-1	✓	
梱包、発送費	147,000	25・8・1	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	✓	
保管、処分費	105,000	25・8・1	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	✓	
宿泊費	240,460	25・9・11	犬吠埼 太陽の里	銚子市犬吠埼10292-1	✓	
バッジ	393,750	25・11・11	株式会社サカエ商店	千葉市中央区長洲1-10-4	✓	
この頁の小計	2,511,757	✓				
その他の支出		→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。				
合 計						

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
					① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費			(行 事 費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会場費用	十億	百万	千	円	25・12・11	ホテルオークラ東京ベイ	浦安市舞浜1-8 /		
この頁の小計			199	500					
その他の支出			3	392					
合 計			6	103					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入
		○ 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費				(交際費)
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
香典	十億	百万	千	円	25・4・19	谷田部文子	千葉市緑区あすみが丘6-67-3 領収書無し
生花			60,000		25・5・14	有限会社 むなかた /	香取市佐原イ496 /
この頁の小計			160,000				
その他の支出			0				
合 計			160,000				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入
		1. 組織活動費	5. その他の事業費				(会議費)
		2. 選挙関係費	6. 調査研究費				
		3. 機関紙誌の発行事業費	7. 寄附・交付金				
		4. 宣伝事業費	8. その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	十億	百万	千	円			備 考
この頁の小計				0			
その他の支出			47	820			
合 計			47	820			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(公認料)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
公認料	十億	百万	千	円	25・3・28	細谷菜穂子 /	茂原市萩原町1-63 /
公認料			100	000	25・8・21	松井 努 /	市川市福栄3丁目19番5号 /
この頁の小計			200	000			
その他の支出				0			
合 計			200	000			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝用自動車の購入・維持費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
リース料金	十 億 百 万 千 円 79,800	25・1・23	株式会社 トヨタレンタリース新千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	79,800	25・2・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	79,800	25・3・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	79,800	25・4・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	79,800	25・5・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・8・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・8・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・8・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・9・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・10・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・11・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
リース料金	47,775	25・12・17	株式会社 トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区登戸2-2-7	✓	
こ の 頁 の 小 計	733,425					
そ の 他 の 支 出	480,491					
合 計	1,213,916					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (ポスター・ビラ・パンフレットの作成費)	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
ベニヤ裏打ち取付、撤去代	十億 百万 千 円 777,000	25・2・21	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	/	
ベニヤ裏打ち(取付釘、木杭付)配送、撤去処分	4,812,150	25・7・20	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	/	
看板代	99,750	25・7・23	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	/	
ベニヤ裏打ち加工、取付、撤去代	2,841,825	25・7・23	株式会社エムアンドエムエンタープライズ	千葉市中央区末広3-1-7	/	
ホームページ広告	300,000	25・9・11	株式会社千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	/	
この頁の小計	8,830,725					
その他の支出	406,980	→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。				
合 計	9,237,705					

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(遊説費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
宣伝車乗務代	十億	百万	千	円	25・7・3	(株) ティープランニング	千葉市中央区中央1-7-8 シグマビル7階	
宣伝車乗務代			60	000	25・7・20	小野口喜和子	千葉市中央区中央2-9-3	
宣伝車乗務代			60	000	25・7・20	木村八重子	千葉市中央区本町2-3-19-201	
宣伝車乗務代			60	000	25・7・20	坂本弥生	東京都世田谷区給田3-1-30-107	
宣伝車乗務代			210	000	25・7・20	林 純	千葉市若葉区大宮町2513	
ウェア一代			126	000	25・8・9	有限会社ジェーディーピー	東京都中央区新富1-5-5 トア新富308	
この頁の小計			726	000				
その他の支出			456	075				
合 計			1,182	075				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 ⑥ 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(研修会費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
湯茶代	十億	百万	千 円	25・3・22	三井ガーデンホテル千葉	千葉市中央区中央1-11-1
会議費用				25・3・22	三井ガーデンホテル千葉	千葉市中央区中央1-11-1
この頁の小計			228,310			
その他の支出			44,370			
合 計			272,680			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ○ 寄附・交付金 8. その他の経費		(寄附金)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附金	十億	百万	千	円	25・6・21	千葉県地方議員連絡協議会 千葉市中央区市場町2-13
この頁の小計			500	000		
その他の支出				0		
合 計			500	000		

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交付金)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
交付金	十億 百万 千 円 300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第一選挙区支部	千葉市中央区中央4-13-31高嶋ビル1階		
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第二選挙区支部	八千代市ゆりのき台3-3-5-202	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第三選挙区支部	市原市西国分寺台1-16-16	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第五選挙区支部	市川市八幡2-16-20-203	/	
交付金	400,000	25・3・1	自由民主党千葉県第六選挙区支部	松戸市松戸新田592	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第七選挙区支部	流山市市野谷665-40-103	/	
交付金	400,000	25・3・1	自由民主党千葉県第八選挙区支部	柏市正連寺374	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第九選挙区支部	佐倉市王子台2-26-12東丘ビル301	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第十選挙区支部	成田市花崎町787-1オバタビル3階	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第十一選挙区支部	茂原市木崎284-10	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第十二選挙区支部	木更津市新宿1-3	/	
交付金	300,000	25・3・1	自由民主党千葉県第十三選挙区支部	印西市木下南2-10-9	/	
交付金	300,000	25・3・4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13-301	/	
この頁の小計	4,100,000					
その他の支出						
合 計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ○ 寄附・交付金 8. その他の経費		(交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交付金	十億	百万	千	円	25・3・1	自由民主党千葉県参議院選挙区第5支部	千葉市中央区新田町4-25パル・サンライト703	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県松戸市第一支部	松戸市上本郷4563	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県香取市第二支部	香取市北1-13-2 豊島ビル301	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県柏市第一支部	柏市藤ヶ谷645	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県長生郡第二支部	長生郡白子町剱金2704-2	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県君津市第二支部	君津市久保3-11-4	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県松戸市第二支部	松戸市稔台411-1	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県千葉市花見川区第一支部	千葉市花見川区幕張本郷1-16-12	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県勝浦市夷隅郡第一支部	勝浦市墨名732	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県千葉市中央区第一支部	千葉市中央区浜野町1408	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県千葉市稲毛区第一支部	千葉市稲毛区小仲台2-6-8レジデンス阿部401号	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県香取郡第三支部	香取郡東庄町笹川い4683-3	✓
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県匝瑳市第一支部	匝瑳市八日市場イ138-10	✓
この頁の小計			1,500	000				
その他の支出								
合 計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ○ 寄附・交付金 8. その他の経費		(交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交付金	十億	百万	千	円	25・4・12	自由民主党千葉県白井市第一支部	白井市清水口3-41-9	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県習志野市第一支部	習志野市東習志野3-5-1	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県夷隅郡第二支部	いすみ市大原10398-21	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県富津市第一支部	富津市金谷2180	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県大網白里市第一支部	大網白里市大網155	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県東金市第一支部	東金市田間174-2	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県野田市第二支部	野田市吉春836	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県市原市第二支部	市原市八幡石塚331-3	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県銚子市第三支部	銚子市清川町2-6-16	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県八千代市第二支部	八千代市八千代台西2-4-3	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県銚子市第四支部	銚子市西芝町13-20	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県佐倉市第三支部	佐倉市臼井1236-17	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県千葉市中央区第二支部	千葉市中央区星久喜594	
この頁の小計			1,300	000				
その他の支出								
合 計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ○ 寄附・交付金 8. その他の経費		(交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交付金	十億	百万	千	円	25・4・12	自由民主党千葉県千葉市美浜区第一支部	千葉市美浜区高洲1-9-7	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県木更津市第三支部	木更津市潮浜1-17-58	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県我孫子市第一支部	我孫子市下ヶ戸1825	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県南房総市安房郡第一支部	南房総市千倉町牧田164-1	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県袖ヶ浦市第二支部	袖ヶ浦市横田413-9	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県市川市第四支部	市川市八幡3-29-20秋葉ビル3階	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県鴨川市第一支部	鴨川市東町665	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県佐倉市第五支部	佐倉市表町3-6-28	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県印西市第一支部	印西市木下1521-125	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県山武市第一支部	山武市埴谷1867-35	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県浦安市第三支部	浦安市堀江3-22-1(有)くら内	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県流山市第一支部	流山市南流山4-1-8-1105	
交付金			100	000	25・4・12	自由民主党千葉県成田市第三支部	成田市東和田569なるげや陶器ビル3階D号	
この頁の小計			1,300	000				
その他の支出								
合 計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交付金)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
交付金	十億 百万 千 円 100,000	25・4・12	自由民主党千葉県茂原市第一支部	茂原市早野2130	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県八街市第一支部	八街市八街ほ244	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県山武郡第一支部	山武郡横芝光町坂田112	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県船橋市第二支部	船橋市湊町1-2-21-201	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県柏市第二支部	柏市光ヶ丘2-25-37	✓	
交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉縣市川市第五支部	市川市鬼越2-5-8	✓	
交付金	100,000	25・5・23	自由民主党千葉県四街道市第一支部	四街道市さが丘1-15-2	✓	
交付金	100,000	25・5・23	自由民主党千葉県富里市第一支部	富里市日吉倉1381	✓	
交付金	100,000	25・6・4	自由民主党千葉県館山市第二支部	館山市北条2570-11	✓	
交付金	500,000	25・7・4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主党館301号	✓	
交付金	300,000	25・7・4	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	✓	
交付金	50,000	25・2・19	自由民主党横芝光町横芝支部	山武郡横芝光町木戸台1377	✓	
この頁の小計	1,850,000	✓				
その他の支出	1,230,000	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。				
合 計	11,280,000	✓				

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 ⑧. その他の経費		(監査料)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
監査料	十億	百万	千	円	25・3・12	千葉第一監査法人	千葉市中央区中央1-2-1
			800	000			
この頁の小計			800	000			
その他の支出			83	440			
合 計			883	440			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

[illegible]

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支出項目	76	77	金 額	88	年月日	89	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	108	主たる事務所の所在地	備考
				十億	百万	千	円						
			組織拡大費			50,	000	25・7・12	/	自由民主党旭市飯岡支部	/	旭市三川4783	
			"			100,	000	25・7・4	/	自由民主党習志野市支部	/	習志野市東習志野3-5-1	/
			"			200,	000	25・7・5	/	自由民主党柏市支部	/	柏市船戸520	
			"			200,	000	25・7・4	/	自由民主党勝浦市支部	/	勝浦市墨名732	
			"			100,	000	25・7・12	/	自由民主党市原市支部	/	市原市国分寺台中央1-7-1	/
			"			200,	000	25・7・4	/	自由民主党流山市支部	/	流山市南流山1-1-2-701	/
			"			70,	000	25・7・4	/	自由民主党八千代市支部	/	八千代市八千代台西2-4-18	/
			"			150,	000	25・7・5	/	自由民主党我孫子市支部	/	我孫子市高野山88	
			"			200,	000	25・7・5	/	自由民主党鴨川市支部	/	鴨川市東町665	
			"			100,	000	25・7・7	/	自由民主党鎌ヶ谷市支部	/	鎌ヶ谷市南初富5-9-38Nビル201	/
			"			100,	000	25・7・4	/	自由民主党君津市支部	/	君津市久保3-11-4	/
			"			100,	000	25・7・5	/	自由民主党富津市支部	/	富津市売津87-1	/
			"			100,	000	25・7・5	/	自由民主党浦安市支部	/	浦安市堀江3-22-1	/
			"			150,	000	25・7・4	/	自由民主党四街道市支部	/	四街道市中台613	/
			"			70,	000	25・7・8	/	自由民主党袖ヶ浦市支部	/	袖ヶ浦市三箇502-6	/
800	0	0	この頁の小計			1,890,	000						
900	0	0	合 計										

10 13
1 5 5 0

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支 出 項 目	76	77	金 額	88	年 月 日	89	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	108	主たる事務所の所在地	備 考
			組織拡大費		十億	百万	千	円	25・7・12	自由民主党八街市支部	/	八街市用草1348	/
			〃				100,000	/	25・7・5	自由民主党印西市支部	/	印西市大森3968-8	/
			〃				30,000		25・7・5	自由民主党印西市本埜支部		印西市荒野515-2	
			〃				30,000		25・7・10	自由民主党白井市支部		白井市清水口3-41-9	
			〃				100,000	/	25・7・4	自由民主党富里市支部	/	富里市日吉倉1381	/
			〃				70,000	/	25・7・5	自由民主党南房総市千倉支部		南房総市千倉町瀬戸2434	/
			〃				50,000	/	25・7・4	自由民主党南房総市和田支部		南房総市和田町中三原310	/
			〃				100,000	/	25・7・5	自由民主党匝瑳市八日市場支部		匝瑳市八日市場イ138-10	/
			〃				100,000	/	25・7・5	自由民主党香取市佐原支部		香取市佐原イ503	/
			〃				100,000	/	25・7・5	自由民主党香取市小見川支部		香取市貝塚5	/
			〃				50,000	/	25・7・4	自由民主党香取市山田支部		香取市桐谷461	/
			〃				30,000		25・7・16	自由民主党香取市栗源支部		香取市岩部1109	
			〃				70,000	/	25・7・4	自由民主党山武市成東支部		山武市津辺207	/
			〃				100,000	/	25・7・4	自由民主党山武市山武支部		山武市木原2054-2	/
			〃				30,000		25・7・4	自由民主党山武市蓮沼支部		山武市蓮沼口3040	
800	00		この頁の小計				1,110,000	/					
900	00		合 計										

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支出項目 ⁷⁶	金 ⁷⁷	額 ⁸⁸	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 ⁸⁹	主たる事務所の所在地 ¹⁰⁸	備考
				十億 百万	千 円				
			組織拡大費		70,000	25・7・4	自由民主党山武市松尾支部	山武市松尾町八田41	
			"		50,000	25・7・4	自由民主党酒々井町支部	印旛郡酒々井町東酒々井1-1-82	
			"		30,000	25・7・4	自由民主党栄町支部	印旛郡栄町龍角寺715	
			"		70,000	25・7・4	自由民主党神崎町支部	香取郡神崎町今1097-6	
			"		150,000	25・7・4	自由民主党多古町支部	香取郡多古町御所台210	
			"		100,000	25・7・10	自由民主党東庄町支部	香取郡東庄町栗野1438	
			"		150,000	25・7・8	自由民主党大網白里市支部	大網白里市大網1925	
			"		30,000	25・7・5	自由民主党九十九里町支部	山武郡九十九里町片貝3706-2	
			"		70,000	25・8・5	自由民主党芝山町支部	山武郡芝山町小池874-1	
			"		70,000	25・7・8	自由民主党横芝光町光支部	山武郡横芝光町宮川4548	
			"		200,000	25・7・4	自由民主党横芝光町横芝支部	山武郡横芝光町木戸台1377	
			"		70,000	25・7・5	自由民主党一宮町支部	長生郡一宮町船頭給407-1	
			"		70,000	25・7・5	自由民主党睦沢町支部	長生郡睦沢町上之郷1140	
			"		70,000	25・7・5	自由民主党長生村支部	長生郡長生村驚156	
			"		70,000	25・7・4	自由民主党白子町支部	長生郡白子町北日当580	
800			この頁の小計		1,270,000				
900			合計						

(その16)

[illegible]

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支出項目 ⁷⁶	金 ⁷⁷	額 ⁸⁸	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称 ⁸⁹	主たる事務所の所在地 ¹⁰⁸	備 考
			交付金		300,000	2 5 ・ 3 ・ 1	自由民主党千葉県第一選挙区支部	千葉市中央区中央４－１３－３１高嶋ビル１階	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第二選挙区支部	八千代市ゆりのき台３－３－５－２０２	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第三選挙区支部	市原市西国分寺台１－１６－１６	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第五選挙区支部	市川市八幡２－１６－２０－２０３	
			"		400,000	"	自由民主党千葉県第六選挙区支部	松戸市松戸新田５９２	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第七選挙区支部	流山市市野谷６６５－４０－１０３	
			"		400,000	"	自由民主党千葉県第八選挙区支部	柏市正連寺３７４	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第九選挙区支部	佐倉市王子台２－２６－１２ 東丘ビル３０１	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第十選挙区支部	成田市花崎町７８７－１ オバタビル３階	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第十一選挙区支部	茂原市木崎２８４－１０	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第十二選挙区支部	木更津市新宿１－３	
			"		300,000	"	自由民主党千葉県第十三選挙区支部	印西市木下南２－１０－９	
			"		300,000	2 5 ・ 3 ・ 4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町２－１３－３０１	
			"		300,000	2 5 ・ 3 ・ 1	自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部	千葉市中央区新田町４－２５ パル・サンライト７０３	
8 0 0			この頁の小計		4,400,000				
9 0 0			合 計						

(その16)

16	17	支出項目	76	77	金額	88	年
----	----	------	----	----	----	----	---

14	16	17	支出項目 _{76 77}	金 額 ₈₈	年 月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 _{89 108}	主たる事務所の所在地	備 考
			交付金	30,000	25・1・12	自由民主党鴨川市支部	鴨川市東町665亀田郁夫事務所内	
			"	30,000	25・1・15	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732小高伸太事務所内	
			"	30,000	25・2・19	自由民主党野田市支部	野田市大殿井361-1金子総合設計内	
			"	30,000	25・2・19	自由民主党佐倉市支部	佐倉市岩富町373	
			"	50,000	25・2・19	自由民主党横芝光町横芝支部	山武郡横芝光町木戸台1377	
			"	30,000	25・2・20	自由民主党酒々井町支部	印旛郡酒々井町墨74	
			"	30,000	25・2・22	自由民主党我孫子市支部	我孫子市高野山88	
			"	30,000	25・2・23	自由民主党君津市支部	君津市久保3-11-4	
			"	30,000	25・2・23	自由民主党袖ヶ浦市支部	袖ヶ浦市三箇502-6	
			"	30,000	25・2・25	自由民主党一宮町支部	長生郡一宮町船頭給407-1	
			"	30,000	25・3・12	自由民主党神崎町支部	香取郡神崎町今1097-6	
			"	30,000	25・3・13	自由民主党旭市海上支部	旭市見広546	
			"	30,000	25・3・16	自由民主党山武市山武支部	山武市木原2054-2	
			"	30,000	25・3・21	自由民主党旭市干潟支部	旭市関戸92	
			"	30,000	25・3・23	自由民主党睦沢町支部	長生郡睦沢町上之郷1140	
8	0	0	この頁の小計	470,000				
9	0	0	合 計					

10 13
1 5 5 0

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
14 16 17			支 出 項 目	76 77	金 額	88	年 月 日	89 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	108	主たる事務所の所在地	備 考
			交付金			30,000	25・4・03	自由民主党印西市支部		印西市大森3968-8	
			〃			30,000	25・4・03	自由民主党市川市支部		市川市八幡2-2-14 自由民主党市川市支部	
			〃			30,000	25・4・03	自由民主党東庄町支部		香取市東庄町栗野1438	
			〃			30,000	25・4・03	自由民主党横芝光町横芝支部		山武郡横芝光町木戸台1377	
			〃			30,000	25・4・03	自由民主党柏市支部		柏市船戸520	
			〃			30,000	25・4・06	自由民主党八街市支部		八街市用草1348	
			〃			30,000	25・4・09	自由民主党八千代市支部		八千代市八千代台西2-4-18	
			〃			30,000	25・4・09	自由民主党館山市支部		館山市北条2570-11SKビル1の1	
			〃			30,000	25・5・03	自由民主党大網白里市支部		大網白里市大網1925	研修会
			〃			30,000	25・5・03	自由民主党大網白里市支部		大網白里市大網1925	総会
			〃			30,000	25・5・07	自由民主党市原市支部		市原市国分寺台中央1-7-1 自由民主党市原市支部	
			〃			30,000	25・5・09	自由民主党多古町支部		香取郡多古町御所台210	
			〃			30,000	25・5・19	自由民主党富津市支部		富津市売津87-1	
			〃			30,000	25・5・25	自由民主党大多喜町支部		夷隅郡大多喜町新丁77	
			〃			30,000	25・6・07	自由民主党銚子市支部		銚子市新生町2-13-12	
8	0	0	この頁の小計			450,000	✓				
9	0	0	合 計								

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支出項目 ⁷⁶	金 ⁷⁷	額 ⁸⁸	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 ⁸⁹ ¹⁰⁸	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		100,000	25・4・12	自由民主党千葉県松戸市第一支部	松戸市上本郷4563	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県香取市第二支部	香取市北1-13-2豊島ビル301	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県柏市第一支部	柏市藤ヶ谷645	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県長生郡第二支部	長生郡白子町荊金2704-2	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県君津市第二支部	君津市久保3-11-4	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県松戸市第二支部	松戸市稔台411-1	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県千葉市花見川区第一支部	千葉市花見川区幕張本郷1-16-12	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県勝浦市夷隅郡第一支部	勝浦市墨名732	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県千葉市中央区第一支部	千葉市中央区浜野町1408	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県千葉市稲毛区第一支部	千葉市稲毛区小仲台2-6-8レジデンス阿部401号	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県香取郡第三支部	香取郡東庄町笹川い4683-3	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県匝瑳市第一支部	匝瑳市八日市場イ138-10	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県白井市第一支部	白井市清水口3-41-9	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県習志野市第一支部	習志野市東習志野3-5-1	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県夷隅郡第二支部	いすみ市大原10398-21	
800	0	0	この頁の小計		1,500,000				
900	0	0	合計						

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

<small>14</small>	<small>16</small>	<small>17</small>	支 出 項 目 <small>76 77</small>	金 額 <small>88</small>	年 月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 <small>89 108</small>	主たる事務所の所在地	備 考
			交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県富津市第一支部	富津市金谷2180	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県大網白里市第一支部	大網白里市大網155	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県東金市第一支部	東金市田間174-2	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県野田市第二支部	野田市吉春836	
			"	100,000	"	自由民主党千葉縣市原市第二支部	市原市八幡石塚331-3	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県銚子市第三支部	銚子市清川町2-6-16	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県八千代市第二支部	八千代市八千代台西2-4-3	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県銚子市第四支部	銚子市西芝町13-20	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県佐倉市第三支部	佐倉市臼井1236-17	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県千葉市中央区第二支部	千葉市中央区星久喜594	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県千葉市美浜区第一支部	千葉市美浜区高洲1-9-7	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県木更津市第三支部	木更津市潮浜1-17-58	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県我孫子市第一支部	我孫子市下ヶ戸1825	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県南房総市安房郡第一支部	南房総市千倉町牧田164-1	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県袖ヶ浦市第二支部	袖ヶ浦市横田413-9	
800	0	0	この頁の小計	1,500,000	✓			
900	0	0	合 計					

(その16)

<small>14</small>	<small>16</small>	<small>17</small>	支 出 項 目 <small>76 77</small>	金 <small>88</small>	年 月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 <small>89 108</small>	主たる事務所の所在地	備 考
			交付金	100,000	25・4・12	自由民主党千葉県市川市第四支部	市川市八幡3-29-20秋葉ビル3階	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県鴨川市第一支部	鴨川市東町665	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県佐倉市第五支部	佐倉市表町3-6-28	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県印西市第一支部	印西市木下1521-125	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県山武市第一支部	山武市埴谷1867-35	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県浦安市第三支部	浦安市堀江3-22-1(有)くら内	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県流山市第一支部	流山市南流山4-1-8-1105	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県成田市第三支部	成田市東和田569なるげや陶器ビル3階D号	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県茂原市第一支部	茂原市早野2130	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県八街市第一支部	八街市八街ほ244	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県山武郡第一支部	山武郡横芝光町坂田112	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県船橋市第二支部	船橋市湊町1-2-21-201	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県柏市第二支部	柏市光ヶ丘2-25-37	
			"	100,000	"	自由民主党千葉県市川市第五支部	市川市鬼越2-5-8	
800			この頁の小計	1,500,000				
900			合 計					

(その16)

<small>14</small>	<small>16</small>	<small>17</small>	支出項目 <small>76</small>	<small>77</small>	金 額 <small>88</small>	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 <small>89</small>	<small>108</small>	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		100,000	25・5・23	自由民主党千葉県四街道市第一支部		四街道市さちが丘１－１５－２	
			"		100,000	"	自由民主党千葉県富里市第一支部		富里市日吉倉１３８１	
			"		100,000	25・6・4	自由民主党千葉県館山市第二支部		館山市北条２５７０－１１	
8	0	0	この頁の小計		300,000					
9	0	0	合計							

10 13
1 5 5 0

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

14	16	17	支出項目	76	77	金	額	88	年月日	89	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	108	主たる事務所の所在地	備考
			交付金				30,000		25・6・7		自由民主党香取市佐原支部		香取市佐原イ503	
			〃				30,000		25・6・7		自由民主党香取市小見川支部		香取市貝塚5	
			〃				30,000		25・6・20		自由民主党成田市支部		成田市東和田569なるげや陶器ビル1階F号	
			〃				30,000		25・6・20		自由民主党旭市飯岡支部		旭市三川4783	
			〃				30,000		25・6・21		自由民主党千葉県看護連盟支部		千葉市中央区末広5-8-6大松ビル302号室	
			〃				30,000		25・6・21		自由民主党四街道市支部		四街道市鹿渡811-1	
			〃				500,000		25・7・4		自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部		千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主党会館301号	
			〃				300,000		25・7・4		自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部		八千代市大和田新田310	
			〃				30,000		25・7・22		自由民主党一宮町支部		長生郡一宮町船頭給407-1	
			〃				30,000		25・7・23		自由民主党長南町支部		長生郡長南町須田201-1	
			〃				30,000		25・7・31		自由民主党茂原市支部		茂原市高師864-7	
			〃				30,000		25・11・7		自由民主党佐倉市支部		佐倉市新臼井田1-15	
			〃				30,000		25・11・23		自由民主党神崎町支部		香取郡神崎町神崎本宿2112	
			〃				30,000		25・12・16		自由民主党千葉県神政連支部		千葉市中央区千葉寺219千葉県神社庁内	
800			この頁の小計				1,160,000							✓
900			合計				11,280,000							✓

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	☐	☒	
イ 建 物	0	2	0	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☒	☐	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	☐	☒	
キ 有 価 証 券	0	7	0	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☒	☐	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳				項目別区分				(該当する項目に○)			
								01 土地	04 動産	07 有価証券	10 敷金
								02 建物	05 預金等	08 出資	11 会員権等
								03 地上権等	06 金銭信託	09 貸付金	12 借入金
摘 要				金 額				年 月 日		備 考	
			残 高	十億	百万	千	円				
					30	311	675				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		30	311	675				
9	0	0	合 計		30	311	675				

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳				項目別区分				(該当する項目に○)			
								01 土地	04 動産	07 有価証券	⑩ 敷金
								02 建物	05 預金等	08 出資	11 会員権等
								03 地上権等	06 金銭信託	09 貸付金	12 借入金
摘 要				金 額				年 月 日		備 考	
				十億	百万	千	円				
			一般財団法人 千葉自由民主会館		7	451	150	s57・12・31			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		7	451	150				
9	0	0	合 計		7	451	150				

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 19 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県支部連合会

会計責任者の氏名 石 川 英 男



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要